

- 四、年功加俸
  - (A) 責任者 金壹圓
  - (B) 普通船員 金八拾錢以上
- 五、食料手當
  - (A) 責任者 金拾貳圓
  - (B) 普通船員 金拾圓
 但し從來手當より支給し残高は本給に繰入る
- 六、航海手當
- 上航小蒸汽船 金貳拾圓
- 七、夜業手當
  - (A) 馬上丸第二關門丸 金拾四圓
  - (B) 第三關門丸 金拾壹圓
- 八、辨償金 撤廢

- 九、船内豫備金
  - 上行小蒸汽船 金參拾圓以上
- 一〇、賞與金
  - (A) 上行小蒸汽船（壹年未満のものには支給せず）中の本給の三割年末本給の三割五割
  - (B) 港内小蒸汽船（壹年未満のものには支給せず）中の本給の二割年末本給の二割五割
- 一一、最低給料
  - (A) 上行小蒸汽船
    - 責任者 手當共五拾圓 但し壹箇年間四拾五圓
    - 普通船員 水夫長、火夫長 手當共參拾五圓以下之に準す
  - (B) 港内小蒸汽船